

JIS

リスクマネジメントシステム 構築のための指針

JIS Q 2001 : 2001

(2007 確認)

平成 13 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。これは、標準情報 (TR) (タイプ II) **TR Q 0001 : 1998** (危機管理システム) の技術的内容について、日本工業規格として制定する必要性が認められたものである。これによって**TR Q 0001 : 1998**は廃止され、**JIS Q 2001 : 2001**に置き換えられる。

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成13.3.20

官 報 公 示：平成13.3.21

原案作成協力者：財団法人 日本規格協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 適合性評価部会 (部会長 大島 榮次)

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局認証課 管理システム標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

ページ

0. 序文	1
1. 適用範囲	1
2. 定義	1
3. リスクマネジメントシステムの原則及び要素	3
3.1 一般原則	3
3.2 リスクマネジメントシステム構築及び維持のための体制	4
3.2.1 組織の最高経営者の役割	4
3.2.2 リスクマネジメントシステム担当責任者の役割	4
3.3 リスクマネジメント方針	5
3.3.1 リスクマネジメント方針の表明	5
3.3.2 リスクマネジメント行動指針	5
3.3.3 リスクマネジメント基本目的の設定	5
3.4 リスクマネジメントに関する計画策定	5
3.4.1 リスク分析	5
3.4.2 リスク評価	6
3.4.3 リスクマネジメントの目標	6
3.4.4 リスク対策の選択	6
3.4.5 リスクマネジメントプログラムの策定	6
3.5 リスクマネジメントの実施	7
3.5.1 リスクマネジメントプログラムの実施	7
3.5.2 緊急時に特徴的な追加事項	7
3.5.3 復旧に特徴的な追加事項	8
3.5.4 運用管理	8
3.6 リスクマネジメントパフォーマンス評価及びリスクマネジメントシステムの有効性評価	8
3.6.1 リスクマネジメントパフォーマンス評価	8
3.6.2 リスクマネジメントシステムの有効性評価	10
3.7 リスクマネジメントシステムに関する是正・改善の実施	10
3.7.1 リスクマネジメントシステムに関する是正・改善の継続的实施	10
3.7.2 実施の確認	11
3.8 リスクマネジメントシステム維持のための仕組み	11
3.8.1 能力・教育・訓練	11
3.8.2 シミュレーション	11
3.8.3 リスクコミュニケーション	12
3.8.4 リスクマネジメントシステム文書の作成	12
3.8.5 文書管理	12
3.8.6 発見したリスクの監視	13

3.8.7 記録の維持管理	13
3.8.8 リスクマネジメントシステム監査	14
3.9 組織の最高経営者によるレビュー	14
解説	15

リスクマネジメントシステム 構築のための指針

Q 2001 : 2001

Guidelines for development and implementation of risk management system

0. 序文 近年、我が国を含め世界各国において自然災害、事故などの人為的災害、経済事件など、組織にかかわる様々なリスクが顕在化してきている。これらの結果生じる様々な被害は、当該組織の運営に多大な困難をもたらすとともに、時には組織の存続そのものを脅かすような事態に進展することも珍しくなくなっている。一方、現代社会においては、一組織の活動によって引き起こされる被害が関係者にまで及び、更には社会的損失にまで波及していくこともまれではない。このような状況において、組織は、リスクへの適切な対応を行い自らの組織運営の安定化を図るとともに、リスクの顕在化によってもたらされる影響を極小化し、社会的損失をできる限り発生させないような行動をとるよう求められている。

したがって、組織は、日常活動を通じてリスクを発見し、それらを適切に処理するとともに、組織が緊急事態に陥ったとしても、組織の機能を維持したり、迅速に復旧できるよう緊急時対策及び復旧対策を計画し、実行していくために、適切なリスクマネジメントの導入及び定着化を図っていかなければならない。

この規格は、このようなリスクマネジメントを、組織的に実行していくためのリスクマネジメントシステムの枠組みを提供するとともに、様々なリスクに共通なリスクマネジメントシステム構築のための原則及び諸要素の提供を意図して作成されており、どのような種類及び規模の組織にも適用できるように作成されている。この規格によって、組織の関係者間でリスクに関する用語及び概念の共通の基盤をもつことができ、リスクに関する共通認識をもつことが可能となる。また、リスクへの対応を、組織の枠組みを越えて取り組むことができるような社会的基盤を構築することへの寄与も期待できる。この規格の最終的な目的は、組織が社会的要請と経済的ニーズとのバランスの中でリスクマネジメントシステムを確立し充実させていくことによって、個々の組織及び社会全体を、リスクに適正に対応できるようにしていくことにある。

この規格に規定するリスクマネジメントシステムの要素を、既存のマネジメントシステムの要素と独立して設定する必要はない。場合によっては、既存のマネジメントシステムの要素を適用することによって、規定した事項を満たすことが可能である。それぞれの組織のリスク対策は、この規格を適用する個々の組織の性格、活動内容、運営方針、組織の置かれた環境などによってそれぞれ異なることがあり得る。また、この規格の原則及び要素を満足し、類似の活動を行っているにもかかわらず、リスクへの対応方法は、組織によって異なることもあり得る。この規格の採用は、各組織の自己責任によるものとする。この規格の採用によって、他の法的規制、社会的規範、社会的秩序維持のための各種基準などからの要請から免れるものではない。

1. 適用範囲 この規格は、リスクマネジメントシステム構築のための一般的な原則及び要素を提供する。この規格の原則及び要素は、どのような組織にも適用でき、かつ、どのようなリスクにも適用できる。ただし、リスクマネジメントシステムの認証規格としての使用を意図していない。

2. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。